## マップー ・石川遼選手コラボストラップを 限定販売します

町のイメージキャラクター「マップー」と、まつぶし夢大使「石川遼選手」がコラボレーションしたストラップを限定販売します。売上の一部は、町の社会福祉に役立てられますので、ぜひご購入ください!

- **■販売時期** / 4月1日(月)~
- **■販売価格** / 1,000円(税込)(数に限りがあります。)
- ■販売場所/役場本庁舎1階ロビー「ポポ歩」、老人福祉センター ふれあいセンターかがやき



環境経済課のお知らせ

問合せ/生活環境担当回991-1840

のら猫を増やさないために

愛情はたっぷりと \_\_\_\_\_責任はしっかりと



室内で飼育しましょう

放し飼いの猫は、よその家の庭を汚したり、鳴き声で近隣へ迷惑をかけるだけでなく、 交通事故や感染症など猫自身の危険もいっぱいあります。さらに、放し飼いによって自 由な交配が行われるので、のら猫を増やすことにもなり、結果的に近隣へ迷惑をかける ことにもなります。

身元表示を しましょう

猫の身元表示をすることにより、飼い主の責任をはっきりさせるだけでなく、猫が迷子になっても飼い主の連絡先が分かることによって、戻ってくる可能性もあります。

のら猫との つきあい方を 考えましょう お腹をすかせた猫をみかねて、猫に餌を与える人がいます。その一方では、猫が集まるのを迷惑と感じる人もいて、近所のトラブルの原因となる場合があるのも事実です。 飼い主のいない猫に餌をあげる方は、愛情と同じ責任を持ち「近隣の方々の理解を得て」から、次のルールを守って猫に接してください。

- ▶周辺住民に迷惑のかからぬ場所や時間で給餌する。
- ▶食事の後すぐに餌を片づけ、清掃する。
- ▶不妊、去勢手術を行う。
- ▶他人の土地や公園等の「ふん」も、給餌をした結果として片付ける。
- ▶トイレのしつけをする。

動物にも 「命」 があります 猫に限らず、ペットとして飼われていた動物を捨てる行為は、近隣の方が迷惑するだけでなく、犯罪行為になります。やむを得ず飼えなくなった場合は、自分で里親を探すなど飼い主としての責任を果たしてください。

■猫についての相談/埼玉県動物指導センター南支所 1 048-855-0484